

平成16年2月
警察庁暴力団対策部

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部
を改正する法律（案）の概要について

- 1 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定の整備
指定暴力団を代表する者又はその運営を支配する地位にある者は、指定暴力団相互間又は指定暴力団内部の集団相互間の対立に伴う指定暴力団員の凶器を使用しての暴力行為により生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

- 2 暴力的不法行為等の追加等
刑法第2編第33章（略取及び誘拐の罪）、出入国管理及び難民認定法第9章等に規定する罪を暴力的不法行為等に追加する等の措置を講ずる。

- 3 施行期日
この法律は、2の改正規定の一部を除き、公布の日から施行することとする。

- 4 経過措置
1の改正規定は、この法律の施行後に発生した暴力行為について適用することとする。